

新商品の開発・既存商品の改良を行う事業者様向けの**補助金**があります。

令和 6 年度結城市新商品開発等事業補助金

補助額 最大50万円

①目的

市では中小事業者や個人事業主が行う新商品の開発等を支援することで、新規需要の開拓、商品の高付加価値化、販路拡大等を促進し、もって新たな地域資源の発信及び地域の活性化を図ることを目的として補助金を交付します。

②対象者

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する市内に本店を有する法人及び市内に事業所を有する個人事業主。ただし、みなし大企業を除く。
- (2) 令和6年4月1日時点において、市内で事業を行っている者
- (3) 市税等(本市の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。)を完納している者
- (4) 結城市暴力団排除条例(平成24年結城市条例第3号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等と関係を有する者でない者

③対象経費

新商品の開発、既存商品の改良、外部専門家等の招へい、包装等の開発その他市長が必要と認める新商品の開発等に要する次の経費

例(あくまで一例です。申請の際にご相談ください)

- ア 報酬……アドバイザーや専門家派遣をした場合の報酬等
- イ 旅費……交通費等
- ウ 需用費……消耗品・原材料費・パンフレットやポスターなどの印刷費
- エ 役務費……通信運搬費等
- オ 委託料……市場調査等の業務を委託する経費、工具・器具等の試作、生産・改良業務委託費用
- カ 使用料及び賃借料……レンタル機材・会議室や会場等の使用料等
- キ 備品購入費……生産設備導入等

★新商品開発・既存商品の改良とは……

新しい素材(食材)・技術等を利用して、今までの商品よりも優れた商品を新開発することや、新しい素材や技術を使わずともこれまでになかった商品、もしくは、今までの商品よりも著しく優れた商品を研究開発することを指します。

たとえば…

- ・お店で出している人気の料理を、フリーズドライパックにして販売する
 - ・なかなか人気の出ない野菜や果物をアイスクリームにして販売する
 - ・既存の商品(例えば1袋500gのお菓子)の包装を一新し小分けサイズにしてお土産に便利にする
- ここで挙げた例はあくまでも参考です。補助金の主旨を捉えれば、このほかにもアイデア次第で様々な事業に活用していただけます。

- ④補助率 ③補助対象経費合計金額に3分の2を乗じた額又は50万円のいずれか低い方の額
(1,000円未満切捨て)
- ⑤対象期間 令和7年3月31日まで(事業完了期日)
- ⑥申請方法 申請書に必要書類を添付の上、商工観光課へ提出
※申請書は市窓口もしくはホームページから取得してください。
- ⑦申請締切 予算限度額に達した時点で終了
- ⑧問合せ先 結城市商工観光課 0296-34-0421



★注意事項★

※補助を受けるためには、事前に申請し、審査を経て、交付決定を受ける必要があります。

交付決定前から実施しているものは交付対象とはなりません。

また、審査の過程で、計画修正を指示することや、申請が却下される場合もあります。

※補助は、予算の範囲内で実施されます。予算の都合上、補助上限額まで受けられない場合もあります。

※なお、補助対象経費が10万円に満たない場合及び国、他の地方公共団体、法人、企業、団体等から補助金等の交付を受けて事業を実施する場合は、補助の対象となりません。